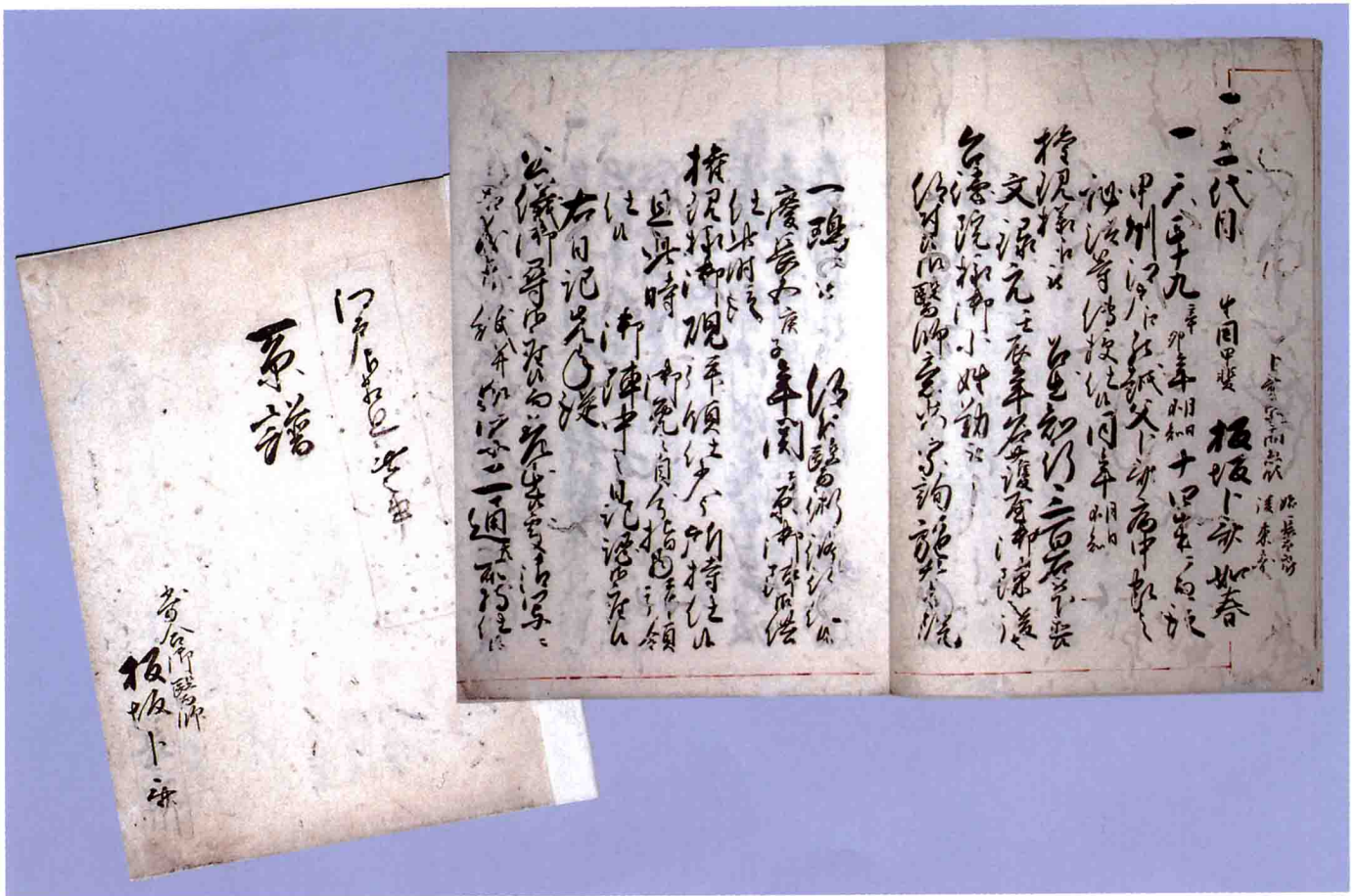


和歌山県立  
もんじょかん  
**文書館だより** 第8号  
平成13年3月



「家中書上」より 寄合御医師 板坂家 表紙(左)、三代目(右)

寛政八年(二七九八)二月、紀州藩士の由緒書きである「先祖書・親類書」の差出しが開始されました。

この膨大な史料群は「紀州家中系譜並に親類書書上げ」と題され、和歌山県立図書館(以下県立図書館)にて保存、および一般公開されていましたが、平成五年(一九九三)の県立文書館開館に伴って当館へ移管されてきました。

全体の冊数は現在調査中ですが一五〇〇冊余りになるものと予想しています。

移管の翌年より保存状態が悪い冊子について、裏打ちによる修復事業(委託)を行ってきましたが、修復対象となる冊子があまりに多量で、多額の費用を必要とするため、年間数十冊程度の修復しか実施できませんでした。

ところが平成十一年度より三年間、和歌山県緊急雇用特別基金が適用されることとなり、少なくとも年間数百冊から多い年には千冊をかるく越えるほどの大量修復が可能になりました。

個々の藩士の事績はもちろん、藩の職制研究にとって不可欠な史料であるだけに、少しでも多くの冊子を修復したいと考えています。

**目次**

収蔵資料の修復	1
「紀州家中系譜並に親類書書上げ」の修復	2
収蔵資料紹介⑦「紀州家中系譜並に親類書書上げ」	3
民間所在資料調査員研修会開催される	4
県史コーナー「後にて見れば七つ也」	5
一四回ICA大会に参加して	6
歴史講座開催される	7
パネル展示「明治・大正のゴミ問題」	7
第二六回全史料協全国大会開かれる	7
平成十三年度(四月～九月)事業のお知らせ	8
文書館の利用案内	8

# 「紀州藩家中系譜並に親類書書上げ」の修復事業について

さて、「紀州藩家中系譜並に親類書書上げ」(以下「家中書上」と省略)は、全の冊子が同じ苗字ごとに分けられ、それぞれを紐で一括し、五十音順に箱に入れられた状態で移管されました。

その中で、県立図書館所蔵時に裏打ちなどによる修復が施されていた冊子二〇〇冊ほどがまとめられており、この分については図書館で箱番号、家番号、冊子番号といった整理番号が与えられ、修復年月日や枚数が記された「裏打ち明細表」が各箱に添付されていました。そしてこの修復済み・整理済み分については大半が和歌山県史編さん班によって図書館での整理番号順にマイクロフィルム撮



ブリッジで補強しながら剥がしていきます

影が行われており、そのフィルムと撮影台帳を編さん班から当文書館が引継ぎを受けていたため、すぐに一般公開することができました。

しかし、これ以外の大部分の冊子については苗字ごとに一括されてはいるものの、虫損や湿気によって板状に固着してしまい、表紙さえ開くことができなくなってしまう冊子と、そうでない冊子が混在している状況となっていたのです。

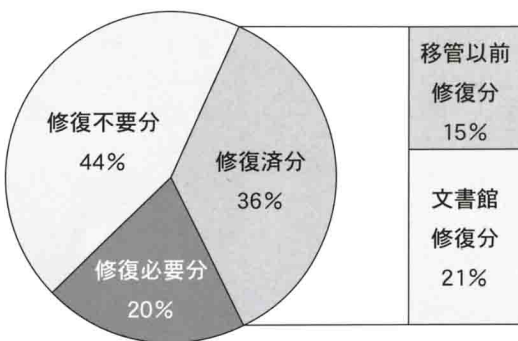
そこで、修復を実施することにし、五十音ごとに通し番号をつけながら、修復しなくてもよい冊子と、損傷が激しく修復が必要な冊子とをよりわけ作業を行ったのです。その結果、修復が必要な冊子は全体の四〇%、六〇〇冊強にも及んでいることが判明しました。

一冊の平均枚数が八枚として実に四八〇〇枚が修復の対象になるわけです。予想していたとはいえ、容易に完成できる数ではありません。

それでも年間六〇〜七〇冊程度の修復を実施し、平成六年から十年までにやると三七〇冊ほどが完成しました。しかしこの速度では、修復を終わらせるには最低でも八〇年近くの年月を必要としてしまうのです。

平成十一年度から適用された和歌山県緊急雇用基金は、このような厳しい状況を、一挙に打開してくれるものでした。まずはじめの年には四六〇冊、そして

平成十二年度では一八〇〇冊の修復を実施することができたのです。これに例年分の修復冊数を加えると平成十一年度では、五二〇冊、平成十二年度では二二〇〇冊もの大量修復が実現したのです。



「家中書上」修復状況(平成12年度末)

もっとも緊急雇用対策特別基金は、雇用・就業機会の創出を図るためのものであるため、受託業者では修復作業に従事する相当の人数を一定期間中、新規雇用することができるとはありますが、本来修復作業は冊子の解体・裏打ち・製本といった各工程に熟練した技術が不可欠であるため、せつかく新規雇用の枠があつたとしても補助的な作業しか任せられません。

しかし、今回の事業では初の試みとして新規雇用の方々に冊子の解体作業を担当してもらうことにしました。もちろん、熟練した職人の方が常に監



解体作業の様子

督・指導することを絶対の条件としたこととは言うまでもありません。作業着手後に脱落者が出ることも予想しましたが、新規雇用された方々の驚くほどの集中力と器用さ、きめ細かい適切な指導のおかげで、作業水準を下げることなく順調に解体作業を進めることができました。

破損資料の修復は、通常多額の費用と多くの手間がかかるため、なかなか捗らず、やむを得ず破損した状態のまま定期的に保存することになりがちです。当然のことながら、未修復のままの資料では、触るだけでもさらに破壊を進めてしまう恐れがあるため、整理作業すらはじめるわけにはいかないのです。

修復は、資料に強度を与え、保存と利用という相反する行為を両立してくれる有効な手段なのです。

(松島由佳)

# 「紀州藩家中系譜並に親類書書上げ」

## 収蔵資料の紹介⑦

寛政三年（一七九一）五月、幕府によって開始された「先祖書」の差し出しがきっかけとなり、紀州藩でも同八年（一七九六）二月より「先祖書・親類書」の差し出しがはじまりました。

最初の年と、書式を変更した享和元年（一八〇一）は一斉に差し出しがあったほかは、家督相続が終わったあとに差し出すことになっていました。

大半が美濃本（縦19cm・横27cm）または半紙本（縦16cm・横24cm）ほどの大きさの冊子で、「袋綴」という方法で綴じられています。袋綴の手順は、表紙の上にカバーとなる和紙をのせ、綴じ側の端を合せて本体とともに綴じ込み、裏表紙側で結び切ったあと、表紙側にある和紙を裏表紙側にもつていき、結び目を覆う位置で糊付けします。綴紐には普通こよりが使われるのですが、「家中書上」では幅2〜3cmほどの和紙を二回ほど縦折りして細長い紐状にしたものが使われていました。

わざわざ袋綴にして仕立ててあるのは、補強のためや仕上りをよくするということが考えられます。しかし、裏表紙と背のカバーの境に封印を押しあてる冊子が存在することから、改ざんを防ぐことが目的であったと推測しています。現在でも契約書などの重要な書類等は、この綴じ方が使われることがあります。

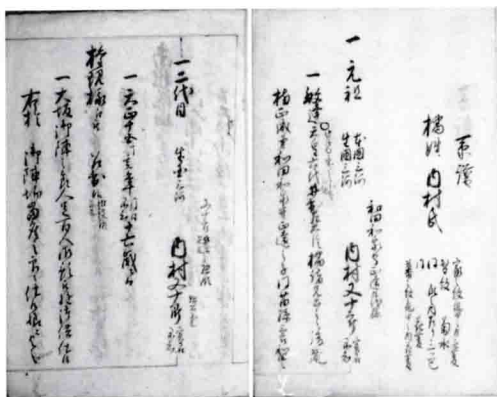
冊子の表紙には、それぞれ中央に「先祖書・親類書」または「系譜」、「親類書」

の題と、左下に差し出した人物の役儀と苗字・称（○右衛門や○兵衛など）が書かれています。

役儀名や称に変更があった場合などは付箋や貼紙によって訂正されるのですが、役儀は特に変更が多いため、三重にも四重にも付箋が貼付されている冊子が数多く見受けられました。

また、主に「系譜」の表紙には死亡記事や家の断絶、当主の出奔、さらには「文政二卯十二月廿二日不埒之品二付御城下より式拾里之外改易」といった処罰や、江戸藩邸への回覧の有無などを記した「江戸江相廻有之事」あるいは「若山廻り」などといった人事関係の付箋が貼付されている冊子もありました。

「系譜」の巻頭には、その家の姓・氏、



系譜巻頭

紋（家紋・替紋・幕紋）が記されたあと、初代から差出人の代まで、各代ごとに当主とその兄弟姉妹が書き出され、朱色の線で続柄が示されています。

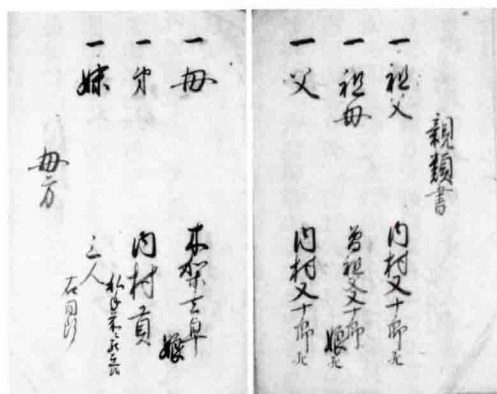
そして各代の当主ごとに本国（本貫地）・生国、苗字と称が記され、苗字の右側に先代との続柄、称の右側に幼名と称の変更、左側に隠居名が記されます。つぎに初代であればまず出自や召し出しの経緯が、二代目以降であれば初めて藩に仕えたときの役儀と禄高が認められ、そのあとに年月日順に役儀や禄高の変更、隠居、相続、最後に死去が記されています。



系譜巻末

巻末には差し出しの年月と差出人の苗字と称、年齢、諱（実名）が記され、印が押され、花押が書きつけられて「系譜」の記述は終わります。

次に「親類書」では、差出人の祖父・祖母・妻・惣領と、その兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等について、それぞれの苗字と称・生死や同居などが記されます。そのあとに母方の祖父・祖母が同様に書き出されるのですが、差出人本人が養子であった場合は美家の祖父・祖母、母が、さらに差出人の父が養子であった場合には父の実家の祖父・祖母などが同様に認められています。巻末は系譜と同じように差し出し年月日と差出人の苗字と称・押印・花押が書きつけられています。



親類書巻頭

これらの「系譜」や「親類書」は藩へ差し出されたあと、担当役人によって内容、書式が改められたようで、特に「系譜」には、藩側の記録と照合して合致しない箇所には「此之株終身録ニ無御座候」などの付箋が貼られていたり、朱筆によって書式が事細かく訂正された跡がのこっています。時には書きなおしを命じられているものもありました。

時間の経過を軸として記述されている「系譜」や、差し出し時点における家どうしのつながりを示している「親類書」は、個々の家の変遷はもちろんのこと紀州藩がどのように藩士を統制していたのかを明らかにすることができるのです。

なお「紀州家中系譜並に親類書書上げ」の名称は県立図書館所蔵時に名付られたもので、同館作成の『郷土史料目録』藩政の部（八九八三）に掲載されていることから、混乱を防ぐためにそのまま使用することにしました。

（松島由佳）

# 民間所在資料調査員研修会開催される

## 民間所在資料調査員研修会の開催

文書館では、平成十二・十三年度の二年間、那賀郡、田辺市と西牟婁郡で「民間所在資料保存状況調査」を行ってまいす。この調査は、調査員が旧家や神社等を訪ね、これら民間に所蔵されている文書・記録等の資料（いわゆる「古文書」等）の所在や保存状況を確認し、同時に資料保存や管理についてのアドバイスも行いものです。調査員には、各市町村から一名づつ、地域の実情に詳しい方になっていただいています。

去る平成十二年十月二十日、調査員の能力向上を目的とする民間所在資料調査員研修会が開かれ、埼玉県立文書館学芸員新井浩文氏と、国立公文書館公文書課企画連絡係長幕田兼治氏が講演されました。

当日は調査員のみならず、県内外の各市町村の教育委員会、情報公開や文書管理等の担当者、市町村史編さん室等、資料の保存・管理の実務に携わる方々も多数参加し、熱心に耳を傾けていました。

### 新井浩文氏の講演

新井氏は「民間所在資料保存状況調査の意義について」講演されました。

新井氏は埼玉県立文書館で当館と同様の調査事業を担当されるほか、埼玉県内の自治体で組織する地域資料の保存・活

用のための協議会にも関わり、資料の地域（現地）での保存やそのための地域間ネットワーク作り等について研究・活動を行っておられます。

なぜ今、民間所在資料の保存や調査が急務なのか、実行の際の問題点、今後の課題等について、戦後の史料保存運動や自治体史編さんさんの歴史をひもとき、埼玉県での実例も交えながら話されました。

阪神大震災の際、国や地方自治体の「指定文化財」以外の文化財（古文書類はほとんど「指定」外）の救済をどうするか（どこがやるのか）という問題が噴出しました。また、行政の「説明責任」と「情報公開」といった現代的な観点から、昔の「公文書」である古文書をとらえ直す必要もあり、故に民間所在資料（古文書）の保存と、そのための実態把握の調査が急務であるとされました。



新井浩文氏

そして戦後の史料保存運動・自治体史編さんの流れを時代状況と関連させながら概観し、その経験と反省をもとにした埼玉県での調査の実例を紹介されました。

この様な調査の最終的な目的は「所蔵者・市町村・文書館の三者間での行政の責任における永続的な資料保存ネットワークの確立」にあるとされ、そのためにこれからは所蔵者に自らが資料利用者になつていただくことや、現在の古文書解説チームをうまく活かして利用者に地域資料保存協力者となつていただくことが大事で、例えば字の読み方だけでなく、「モノ」としての古文書認識の普及啓蒙活動をすべき等の提案をされました。

### 幕田兼治氏の講演

当館では、歴史的価値のある公文書等を保存し、一般の利用に供しています。近年は「情報公開法」「国立公文書館法」が制定・施行されるなど、公文書をめぐる国や地方自治体の動きが活発化しています。

幕田氏は「国立公文書館における公文書等の公開について」と題し、国立公文書館法の施行（平成12年10月1日）に伴って改正されたばかりの公開基準を紹介し、その考え方や今後の課題等について説明されました。

国の行政機関において「現用」文書として保存する保存期間が満了し、「非現用」とされた公文書の内、「歴史資料として重要な」ものが国立公文書館に移管され、情報公開法の適用を除外されます。ここから国立公文書館は保存・公開し



幕田兼治氏

ていくわけですが、その公開のための基準が今回改正されたもので、原則としてすべての公文書を公開し、例外的に個人の権利権益を不当に害する等合理的な理由のあるもののみ公開を制限することになっていきます。また一度公開を制限されたものでも、時の経過や社会情勢等の変化に伴い制限を見直す等、当然ながら、情報公開法よりも積極的に公開していく意志に貫かれています。

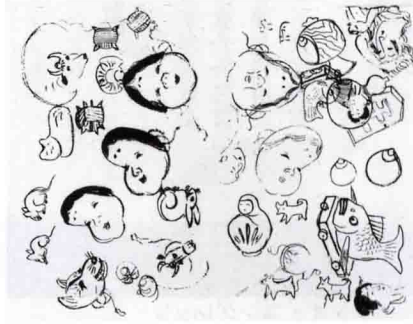
最後に、今後の課題として、公開・非公開の決定に対する再審査請求を受け付ける組織の設置等、運用の客観性を高めべく研究していきたいと結ばれました。

両氏の講演とも、個々の調査事業、公文書保存・公開事業の枠にとどまらず、文書館の在り方、行政の在り方にもかかわる、有意義なものでした。調査員のみならず、聴講した行政職員にとっても、日々の業務を見つめ直す、大変よい機会になりました。

## 県史コーナー

## 『和歌山県史』近世より一

## 後にて見れば七つ也



小梅日記の挿し絵  
(和歌山県立図書館蔵)

## 八つより起きて

和歌山には、江戸時代の数少ない女性  
の日記として全国的にも有名な『小梅日  
記』が残っています。安政六年（一八五  
九）二月十六日の記述は、時刻を取り違  
え、とんでもなく早起きしてしまった出  
来事から始まります。

「十六日 八つより七つと取違起て、  
月代して主人六つ也と心得、急ぎ学校へ  
行。跡（後）にて見れば七つ也。しばらく  
又休む。五つ比（頃）起出て弁当の菜  
調へ清吉にもたせやる」。

つまり、「主人である、儒学者で紀州  
藩藩校学習館督学の川合梅所は）八つな  
のに七つだと勘違いして起きた。月代を  
剃って（月代はちよんまげの、髪を剃っ  
た部分）髪を整えて、主人は六つだと思  
い込んで急いで学校へ行った。（小梅が）  
後から（時計をか）見てみると七つだっ

た。（小梅は）しばらくまた寝た。五つ頃  
起き出して弁当のおかずを整えて、（奉公  
人の）清吉に（学校へ）持たせてやった、  
というのです。

この年の二月十六日を太陽暦に換算す  
ると、三月二十日に当たります。お彼岸  
の頃です。これをもとに時刻も計算する  
と、梅所は、午前三時二十六分（七つ）  
のつもりで一時三十八分（八つ）に起き、  
五時十四分（六つ）のつもりで三時二十  
六分（七つ）に出かけてしまったのです。  
時刻を間違えたことに気付いた小梅は、  
七時二十六分（五つ）までまた寝ました。  
学校に出てしまった梅所は、寒くて（五  
日後の二十一日には、「少々なまぬくし  
：こたつなしにねる」とありますから、  
まだ、こたつを使っていた時期です）暗  
い中、二時間近くをどのようにして過ご  
したのでしょう。

ところで、この取り違いは、誰にでも  
ある勘違いだとか、のんびりした時代だ  
とかの問題なのでしょうか。

## 留守ゆえ帰る

小梅の家には一日に何人もが用事で訪  
れます。ところが、人々は事前に下男・  
下女を走らせて訪問の約束をするわけ  
ではありません。そのため中には、せっか  
く足を運んでも梅所が留守で用事を足せ  
ないことが間々おこります。

「寒川房助、橋本孫太郎の願書の事に  
付来り、主人のすゆへ直に帰る」（二月  
十九日）。「梅所は）学校へ行く。す中、  
くり山・つか山・市川来り、左氏（儒学  
の書）の事に付、相談に来る。一盃出す。

学校へ（下女の）増をよびにやる内、梅  
所が）帰る」（四月二十四日）。

それでも平気です。時間の無駄などと  
とは考えもせずに、相変わらず人々は突  
然やって来ます。梅所が時刻を間違えた  
のも、時間に対する感覚の乏しさに原因  
がありそうです。

## 大いに呑む

『小梅日記』に限らず、江戸時代の日  
記に書かれているのは、書き手自身のこ  
とではありません。書き手を取り巻く人々  
の動きなのです。二月十四日から四月  
晦日までのふた月半を見てみましょう。  
突然来客があります。飲み食いが始ま  
ります。「八つ過（梅所が）野呂と辻野  
つれて来る。：酒一つ出す内、八十一郎  
も、でこ（木偶）壱つ祝ひに持参。一所  
に酒呑」（二月二十七日）。

他家へも気軽に上がり込みます。酒が  
出ます。「黒田にて、茶一つ貰ふ筈にて  
寄候処、大に馳走。又大に呑」（三月十  
二日）。急な来客でも、お互い迷惑がり  
もせずに小まめに接待します。

節目の行事にはたくさんのお客を招きま  
す。「今日初節句祝義（儀）、親類中をま  
ねく。八つ過より来か、り、夜四つ迄に  
相済。：客：合廿三人」（二月二十九日）。  
「今日菊え（菊江）初ての節句ゆへ学校  
不残まねく。：客廿六人也」（三月三日）。

遊びにもよく繰り出します。「八十一  
郎来る。明日貝取に行んかとの事」（四  
月二日）。「あら浜さして行く。：皆々も舟  
より酒肴持上り、浜にて打寄呑。：貝は  
誠に夥敷、：人も夥敷」（四月三日）。

## つながりの中で

江戸時代の人々は、人と人とのつなが  
りをことのほか大事にします。二月十四  
日から四月晦日までの七五日間で、小梅  
の家に来客があつて料理を出した日は二  
九日間。小梅や梅所が他家を訪問したり  
遊びに出たりして食事を共にした日は二  
七日間（同じ日に来客と訪問の両方があ  
つた場合でも、重複しないようにどちら  
かで数えています）。驚くべき数です。  
四月六日の「天気よし。何事もなし」な  
どというのは例外中の例外。ふた月半で  
この一日だけです。

力点の置き方が違うのです。江戸時代  
の人々は、自分自身ではなく、人とのつ  
ながり・付き合いを大切にしているのだ  
です。そのため時間を使っています。そ  
れで人々は満足しているわけです。  
私達が時間を問題にする場合、ひとつ  
には自分の自由になる時間がほしいので  
す。人と人とのつながりがついていながら、そ  
の中で自分だけの時間を確保しようとも  
がいているのです。

なぜ江戸時代の人々は自分の時間を必  
要としなかつたのでしょうか。ここでは、  
彼らに自我や自意識が発達していないか  
らだといふとどめておきます。日記に  
自分のことや内面が出てこないこととつ  
ながるのです。

（『小梅日記』は、『和歌山県史』近世  
八章三節1、3、『同』近世史料2をこ  
覧下さい。引用した『小梅日記』は東洋  
文庫版。「）は校訂者村田静子、（）・  
ふりがなは遊佐による）。

（遊佐教寛）

一四回ICA大会  
(スペインセビリア1000)に参加して

二〇〇〇年(平成十二)九月二十一日から二十六日にかけて、ICAの世界大会が、スペインの都市セビリアで開催されました。この大会に日本から参加したのは、全史料協一〇名(代表二名・個人参加八名)、国立公文書館三名(含通訳)、大学二名、企業史料協一名、日銀代表一名、その他二名の計一九名です。四年前の北京大会の参加者が六〇名であったのに比べ、三分の一に満たなかったのは、単に距離的費用の問題だけではなかったように思われます。各国からの参加者は、北京大会同様、二〇〇〇名を越え、日本より経済力が低い国々からの参加者が、全体会議等で発表していたからです。スペインでは、国王が開会式に臨席され、また、期間中は食料とワインが豊富に準備され、参加者は国を挙げて歓迎を受けました。会議は次の通りです。

一 開会式

会場 パラシオ・  
コングレツソ

二 全体会議

第一回 グローバル社会  
での電子公文書  
の管理と利用  
インド公文書館  
長  
M・C・Aroz氏  
(スペイン)

第二回

主題 教養としての公  
文書館学の拡大



パラシオ・コングレツソ

第三回

主題 余暇社会の公文書館の役割  
コスタリカ大学教授  
J・B・Rivas氏

バーヴァリア州立公文書館長  
H・Rumschottler氏

三 第一四回総会

- ・第一三回総会報告
- ・一九九六年北京で開催した第一三回総会の結果報告
- ・一般報告
- ・委員会報告
- ・地域支部報告
- ・規約修正案(組織改正案)・大会決議文の採択
- ・第一五回ICA大会の開催地をウィーン(オーストリア)に決定



総会風景

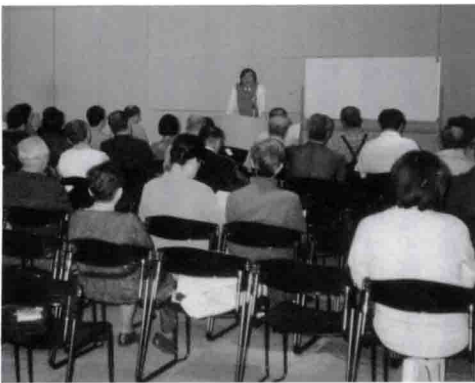
四 その他

- ・第一三回ICA大会の評価
- ・アゴラ(AGORAS)
- ・ワーキンググループ集会
- ・国際標準規格の紹介
- ・パラレル・セッション

会場のパラシオ・コングレツソ(国際会議場)は、室内に充分なゆとりがあり、クラー、テレビ等の設備も行き届いていました。会議は順調に進行し、全体会議では、質疑応答も活発に行われ、総会では、第三日目に、国立公文書館長の高岡氏が、規約修正(組織改正)の条項で、一部条文の修正反対意見を述べました。総会で日本代表が発言したのは、初めて

歴史講座開催される

平成十二年度和歌山県立文書館歴史講座が「紀州徳川家の歴史と文化を探る」をテーマに、去る十月二十九日から十一月十二日までの日曜日、連続三回開催しました。この講座も平成六年度から始め、今年度で八回目となり、延べ一五四九人の受講者を迎えました。今年度も例年どおり、熱意あふれる受講者を迎え、盛会のうちに終了しました。主な講座内容は次のとおりです。



第1回歴史講座

第二回は水島大二氏が「紀州徳川家と和歌山城」について、講演されました。元和五年(一六九九)幕府は国内体制を固める必要性から駿府城で過ごしていた徳川家康の第十子頼宣を紀州に入国させ、それ以後、駿府や江戸を意識した城郭改修に手掛けました。紀州藩主の江戸へのこだわりは、天守閣(五層天守、白亜総塗り)のみならず、二の丸庭園にも表現されていることなど、発掘調査や「和歌山城内惣御絵図」(和歌山県立図書館蔵)



第2回歴史講座

第一回は小田誠太郎氏が「紀州徳川家と和歌浦東照宮」について、講演されました。紀伊家初代徳川頼宣に相続された家康の遺産の宝物は、今も紀州東照宮や雲蓋院や長保寺にゆかりのものとして保存されています。その内の東照宮の甲冑、馬具類、東照宮縁起絵巻、徳川家康画像等を小田氏が実際に調査されたことも交えながら話されました。宝物を通じてその時代の歴史的背景を思い起こされるとともに、私達に貴重な文化財を次の時代へ引き継いで行く責務を改めて感じさせられました。

等を紹介しながら話されました。



第3回歴史講座

第三回は小山誉城氏が「將軍家と紀州徳川家」について、講演されました。紀州徳川家初代頼宣の紀伊入国の背景には、息子忠長を関東周辺に置いて、重用しようとする二代將軍秀忠の思惑があったこと、秀忠には当初尾張・紀伊・水戸の三家をもって「御三家」とする構想などなく、尾張義直・紀伊頼宣と同等である駿河大納言忠長が自害した後、水戸頼房が徳川姓を賜り、その後「御三家」が成立したこと等、『徳川実紀』等の史料を挙げながら話されました。

第二六回全史料協全国大会開かれる

平成十二年十月三十一日から十一月二日まで、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会が、同協議会・大分県・大分県教育委員会の主催により、大分市の大分県総合文化センター オアシスひろば21と大分県労働福祉会館ソレイユで開催され、本県からは二名が参加しました。

十月三十一日は、文書館の役割など六コースの研修会と総会が行われました。総会では、平成十一年度事業報告の後、同年度決算及び平成十二年度役員等・事業計画・予算が承認されました。また、機関会員・個人会員に加えて準会員を創設するなど会則を改正する案が議決されました。

十一月一日は、「地域史料の充実をめざして―枠組みを超えて―」をテーマとする研究会が行われました。テーマの「枠組み」を、行政機関相互の活動、行政機関から民間への働きかけ、民間の活動と行政機関の関係に分けた三つの分科会では、豊の国情報ライブラリー・大分県立歴史博物館の現状、大分県立先哲史料博物館の記録史料所在調査事業、大分県宇佐市の民間団体「豊の国守佐市塾」の歴史資料保存活動がそれぞれ報告されました。続いての全体会では、各分科会の報告・意見紹介の後、地域史料の充実について、会場も交えて討論されました。

十一月二日は、豊の国情報ライブラリーなどの視察が行われました。(駒野裕佳)

平成十三年度(四月〜九月)事業のお知らせ

●古文書講座

十三年度も、古文書講座の開催を予定しています。

【対象】

初級：古文書の初歩的な読み方・知識を習得したい方。

中級：古文書の初歩的な読み方・知識を習得したい方で、さらに深く学びたい方

【定員】

初級：60名・中級：60名

【時間】

初級：10時10分〜12時30分  
中級：13時30分〜15時50分

【期間】

7月24日、31日、8月7日、21日、28日  
(予備日9月5日) 火曜日 計5回

【日程別内容・講師】(未定)

【受講料】 無料

【場所】

きのくに志学館 二階 講義・研修室

\*受講申し込み等については、後日、広報紙上に掲載します。



平成12年度古文書講座より

●紀要第六号三月末に発行予定

掲載内容

①和歌山県立文書館発行冊子と電子公開

- ②和歌山県の参事会
- ③高野寺領の神主と神道裁許状
- ④地域資料保存事業への思考と試行

パネル展示 明治・大正のゴミ問題

江戸時代のリサイクルとゴミ問題  
高度成長期以後、現代は、プラスチック類を含んだ膨大なゴミを焼いたり埋め立てたりして処分しています。しかし、江戸時代には、古物や修繕した物、あるいは糞尿や灰や生ゴミまでも徹底的に利用し、どうしても利用できない物だけを処分していました。

もちろん、プラスチック類など入っているはずありません。ゴミは町々のゴミ棄て場に集め、そのほとんどを埋め立てました。それでも、田辺や和歌山で、川筋や堀へのゴミ投棄が止みませんでした(文書館前のパネル展示「江戸時代のリサイクルとゴミ問題」をご覧ください)。

焼却の奨励

明治に入ると、工業化にともなって生活が変化しゴミの量がふえてきました。処理の仕方は江戸時代と大差ないものでした(溝入茂『ごみの百年史』)。

変化が始まったのは明治三十三年(一九〇〇)でした。江戸時代以来、コレラやペストなどの感染症が何回も流行し死者が相次いだため、衛生思想を普及させつつ、この年、感染症対策としてゴミ処理を埋め立てから焼却へと転換したので。現在でも、先進国と比較して日本のゴミ処理に占める焼却の割合が高いのは、

こうした理由からなのです。  
三月六日、政府は汚物掃除法（「法令全書」）を定め、ゴミの処理を徹底させて自治体の義務としました。八日に出された汚物掃除法施行規則（「同」）は、第五条で、「市ハ掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬シ、塵芥ハ可成之ヲ焼却スベシ」とし、ゴミの焼却を打ち出しました。



「汚物掃除法施行細則」〔(和歌山)県報〕

**野焼き場**

これをうけて、各県では焼却場の規格を定めました。和歌山県も二十六日、汚物掃除法施行細則（「県報」）を出し、その第五条で、  
市ニ於テ設置スル汚物焼却場ハ左記各号ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ、  
一 位置、敷地、坪数、  
二 地形、地種、地目、所有者住所氏名、  
三 設計、図面、及其ノ工費予算  
四 最近（最も近い）人家ノ距離

五起工並竣工ノ期日  
としています。

しかし、「四最近人家ノ距離」では、達成すべき具体的な基準値をあげておいてはなりません。しかも、和歌山県の場合には、煙突について記していません。焼却の恒久施設ではなく、露天の焼却場を想定しているからです。

**野焼きの被害と焼却場の移転**

この和歌山県の「汚物焼却場」にふれた新聞記事は、大正五年（一九一六）まで残っていません。

一月十四日、十五日の『和歌山新報』によれば、この時、和歌山市の焼却場は手平一か所、本町九丁目のはずでに廃止されて市外の湊村に移転することになっていました。本町の焼却場は「悪臭、毒煙を以て市民の衛生に危害を与えていた」とし、「市は京阪其他の都市に視察員を」派遣した結果、「完全に塵芥を焼却するの装置、即ち焼却竈を設置して」改善しようとしていました。

この時の焼却場は野焼きであり、周囲に甚だしい害を及ぼしていました。湊村に移転するにともない「焼却竈」を設置しようとしていたのです。

同十五年四月二十八日の『和歌山新報』では、和歌山市の塵芥焼却場を市外「海草郡宮村と湊村字葭原」に置き、「竈」もそれぞれ設けるとしています。「竈」がどのようなものだったのかはよく分かりませんが、「竈」を設置したとしても、頻繁に焼却場を変更せざるをえないことからすれば、野焼きと大差ない程度設備だったのでしょう。

（遊佐教寛）

**文書館の利用案内**

**利用方法**

■ 目録、閲覧室受付カウンターにあるパソコン等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付カウンターに提出してください。文書等利用の受付は、閉館30分前までです。

■ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

■ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付カウンターに提出してください。

■ 筆記用具以外の所持品は、受付カウンター横のロッカーに入れてください。

■ 複写部数は、著作権法第三十一条により、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物について一人につき一部とさせていただきます。文書の複写サービスは閉館30分前までです。

**開館時間**

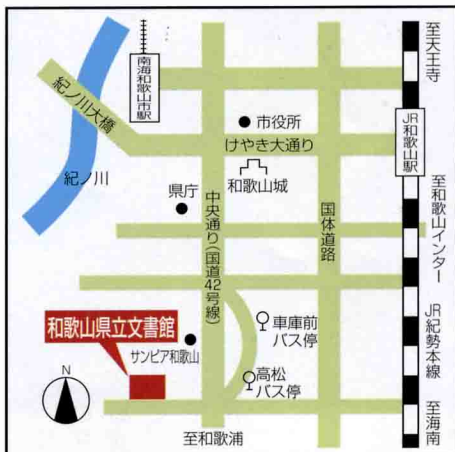
火曜日～金曜日 午前10時～午後6時  
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時  
5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

**休館日**

▼ 月曜日・国民の祝日（5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜にあたるときは、その翌日とする。）

**交通のごあんない**

▼ 年末年始（12月28日～1月4日）  
▼ 館内整理日（毎月朔日・1月5日・月の初日が月曜日の場合は翌日も休館）



**交通機関**

○ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分  
JR和歌山駅から約20分  
南海電鉄和歌山市駅から約20分

**和歌山県立文書館だより** 第8号  
平成13年3月31日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒641-0051  
和歌山市西高松一丁目七-三八  
きのくに志学館内  
電話 ○七三-四三六-九五四〇  
FAX ○七三-四三六-九五四一  
印刷 中央印刷株式会社